

2026-29 年

千葉西ロータリークラブ規定集

目 次

ロータリーの目的・ロータリアンの行動規範・四つのテスト

千葉西ロータリークラブ定款

第 1 条 定義

第 2 条 名称

第 3 条 クラブの目的

第 4 条 クラブの所在地域

第 5 条 目的

第 6 条 五大奉仕部門

第 7 条 会合

第 8 条 会員身分

第 9 条 クラブの会員構成

第 10 条 出席

第 11 条 理事および役員および委員会

第 12 条 会費

第 13 条 会員身分の存続

第 14 条 地域社会、国家、および国際問題

第 15 条 ロータリーの雑誌

第 16 条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

第 17 条 仲裁および調停

第 18 条 細則

第 19 条 改正

千葉西ロータリークラブ細則

第 1 条 定義

第 2 条 理事会

第 3 条 選挙と任期

第 4 条 役員の任務

第 5 条 会合

第 6 条 入会金

第 7 条 会費

第 8 条 採択の方法

第 9 条 委員会

第 10 条 財務

第 11 条 会員選挙の方法

第 12 条 委員会の任務

第 13 条 出席義務規定の免除

第 14 条 決議

第 15 条 議事の順序

第 16 条 改正

「公益信託千葉西ロータリークラブ青少年育英基金」設立の趣意

公益信託千葉西ロータリークラブ青少年育英基金信託契約書(写)

奨学金給付規程

千葉西ロータリークラブ事務局員の退職金支給規定

千葉西ロータリークラブ内規

慶弔・見舞い規程

ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある。

第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること。

第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること。

第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること。

第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

ロータリアンの行動規範

ロータリアンとして、私は以下のように行動する。

- 1) 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
 - 2) 取引のすべてにおいて公正に努め、相手とその職業に対して尊重の念をもって接する。
 - 3) 自分の職業スキルを生かして、若い人びとを導き、特別なニーズを抱える人びとを助け、地域社会や世界中の人びとの生活の質を高める。
 - 4) ロータリーやほかのロータリアンの評判を落とすような言動は避ける。
 - 5) ロータリーの会合、行事、および活動においてハラスメントのない環境を維持することを支援し、ハラスメントの疑いがあれば報告し、ハラスメントを報告した人への報復が起こらないよう確認する。
- (2019 年 1 月理事会会合、決定 119 号)。

四つのテスト

言行はこれに照らしてから

1. 真実か どうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるか どうか

THE 4-WAY TEST

Of the things we think, say or do

- 1) Is it the TRUTH?
- 2) Is it FAIR to all concerned?
- 3) Will it build GOODWILL and BETTER FRIENDSHIPS?
- 4) Will it be BENEFICIAL to all concerned?

ロータリークラブ定款
千葉西ロータリークラブ

第 1 条 定義

本定款において、別段の定めがない限り、以下の用語の意味は次の通りとする。

1. 理事会:本クラブの理事会。
2. 理事:本クラブの理事会の構成員。
3. 会員:名誉会員以外の本クラブの会員(正会員)。
4. RI:国際ロータリー。
5. 年度:7 月 1 日に始まる 12 カ月間。

第 2 条 名称

本クラブの名称は、千葉西ロータリークラブとする(国際ロータリーの加盟クラブ)。(以下、標準定款の条文に準拠)

本クラブの衛星クラブの名称は、
(ロータリークラブの衛星クラブ)とする。

第 3 条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

第 4 条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りである：

千葉市地域およびその周辺

本クラブの衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

第 5 条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

第 1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

第 2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

第 3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；

第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第 6 条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実際の規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェ

クトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を
深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変
化がもたらされることを認識するものである。

第 7 条 会合

第 1 節－例会。

(a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週
の会合を開くものとする。

(b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、また
はオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合
は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。

(c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次の
例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更するこ
とができる。

(d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることが
できる。

(1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合

(2) 会員の葬儀の場合

(3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、
または

(4) 地域社会での武力紛争がある場合

理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1 年に 4 回まで例会を
取りやめることができるが、3 回を超えて続けて例会を取りやめてはならな
い。

(e) 衛星クラブの例会(該当する場合)細則により定められている場合、衛星ク
ラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週 1 回、定期の会合を
開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第 1 節(c)と同様の方法で変
更できる。衛星クラブの各会合は、本条第 1 節(d)の理由によって取りやめる
ことができる。投票手続は細則の規定通りである。

(f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、ク
ラブは少なくとも月に 2 回、例会を行わなければならない。

第 2 節－その他の会合。

1. **年次総会**: 次年度の役員および理事の選挙を行うため、毎年 12 月 31 日までに年次
総会を開催するものとする。

2. **中間財務報告:** 現年度の 7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間の収入と支出を含む中間財務報告は、1 月 31 日までに行われる会合において発表されなければならない。

第 3 節 – 理事会の会合。

理事会のすべての会合後 30 日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

第 8 条 会員身分

第 1 節 – 全般的資格条件。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および/または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および/または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第 2 節 – 種類。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の 2 種類とする。本条第 7 節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員として RI に報告される。

第 3 節 – 正会員。RI 定款第 4 条第 2 節 (a) の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第 4 節 – 衛星クラブの会員。本クラブの衛星クラブの会員はいずれかのクラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとして RI から加盟が認められるまで続く。

第 5 節 – 二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、

- (a) 本クラブと、いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または
- (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第 6 節 – 名誉会員。本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

- (a) 会費の納入を免除される
- (b) 投票権を持たない
- (c) クラブのいかなる役職にも就かない

(d) 職業分類を持たない

(e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

第7節 - 例外。細則には、第8条第2節および第4～6節に従わない規定を含めることができる。

第9条 クラブの会員構成

第1節 - 一般規定。各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第2節 - 多様性。本クラブの会員構成には、地域社会における実業、専門職、および地域社会のリーダーシップのバランスの取れた構成が含まれるべきであり、年齢、性別、ジェンダー、および民族的多様性を含む、地域社会の多様性を反映したものでなければならない。

第10条 出席

第1節 - 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

(a) その例会時間の少なくとも 60 パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する

(b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する

(c) クラブのウェブサイトが掲載されてから 1 週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または

(d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする：

(1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星ク

ラブのいずれかの例会の少なくとも 60 パーセントに出席すること。

(2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。

(3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。

(4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。

(5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。

(6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。

または

(7) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI 理事会または RI 会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI 委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第 2 節 – 遠方での勤務中の長期の欠席。会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第 3 節 – その他のロータリー活動による欠席。欠席のメイクアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

(a) 第 (1) (d) (7) 節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。

(b) 役員または RI 委員会の委員、TRF 管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。

(c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。

(d) RI に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。

(e) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、または

TRF の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または

(f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第4節－RI 役員の欠席。会員が現役の RI 役員または現役の RI 役員の配偶者/パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節－出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の 12 カ月を超えて延長することができる。

(b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、少なくとも 20 年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。

第6節－出席の記録。本条第 5 節 (a) の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第 4 節または第 5 節 (b) の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第7節－例外。細則は、第 10 条に従わない規定を含めることができる。

第 11 条 理事および役員および委員会

第1節－管理主体。本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

第2節－権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節－理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決

定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第13条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第4節－役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第5節－役員選挙。

(a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。

(b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトになる。会長は、7月1日に就任し、1年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長1年間延長される。

(c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが1年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト・ラーニングセミナーとクラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナーに出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト・ラーニングセミナーおよびクラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナーに出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト・ラーニングセミナーおよびクラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナ

一、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなしたラーニングに出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節－本クラブの衛星クラブの組織運営。

(a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。

(b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4～6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長(chair)であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。

(c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第7節－委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第12条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第13条 会員身分の存続

第1節－期間。会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節－自動的終結。

会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。

(a) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。

(b) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員 身分を取り消すことができる。

第3節－終結－会費不払。

(a) 手続。期日後 30 日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後 10 日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。

(b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第4節－終結－欠席。

(a) 出席率。会員は、

(1) メークアップを含むクラブ例会と、衛星クラブ例会の出席率が少なくとも 50 パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも 12 時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および

(2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも 30 パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない(RI 理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。

規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。

(b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第 10 条第 4 節もしくは第 5 節に従う場合を除き、連続 4 回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。いかなる会員の身分も終結させる場合には、理事会は、その理由を本人に書面をもって通知し、か

つ、本定款第 17 条第 1 節に基づき、理事会の決定に対して異議申し立て、または仲裁を求める権利があることを伝えなければならない。

(c) 例外。細則は、第 13 条第 4 節に従わない規定を含めることができる。

第 5 節 – 終結 – その他の理由。

(a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の 3 分の 2 以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第 8 条の第 1 節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。

(b) 通知。理事会が本節(a)項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも 10 日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第 6 節 – 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

(a) 通知。幹事は、理事会決定後 7 日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後 14 日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるか

を通告することができる。調停または仲裁の手続は第 17 条に規定されている。

(b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから 21 日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも 5 日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

第 7 節 – 理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第 8 節 – 退会。会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面を

もって行うものとする。理事会がその申出を受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

第 9 節－資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第 10 節－一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

(a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、

(b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、

(c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取りられるべきである場合、および、

(d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やその他のクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、理事会は、その 3 分の 2 以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間(ただし最大 90 日間)と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第 6 節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第 14 条 地域社会、国家、および国際問題

第 1 節－適切な主題。地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

第2節－支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

第3節－政治的主題の禁止。

(a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。

(b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

第4節－ロータリーの発祥を記念して。ロータリーの創立記念日、2月23日の週は、世界理解と平和週間である。この1週間、本クラブはロータリーの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第15条 ロータリーの雑誌

第1節－購読義務。本クラブがRI理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

第2節－購読料。購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、RIまたはRI理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

第16条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第 17 条 仲裁および調停

第 1 節 — 意見の相反。現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

第 2 節 — 調停または仲裁の期限。要請を受理してから 21 日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

第 3 節 — 調停。調停の手続きは、

(a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または

(b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または

(c) RI 理事会もしくは TRF 管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。

ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。

(a) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を 1 部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。

(b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第 1 節に定める仲裁に訴えることができる。

第 4 節 — 仲裁。仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ 1 名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は 1 名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

第 5 節 — 仲裁人または裁定人の決定。仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第 18 条 細則

本クラブは、RI 定款・細則、RI によって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

第 19 条 改正

第 1 節－改正の方法。本条第 2 節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

第 2 節－第 2 条と第 4 条の改正。第 2 条(名称)および第 4 条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低 3 分の 2 の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも 21 日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。

改正は、RI 理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関して RI 理事会に意見を提供することができる。

1987 年 3 月改正

1990 年 3 月改正

1993 年 3 月改正

1995 年 7 月改正

1999 年 3 月改正

2002 年 6 月改正

2005 年 10 月改正

2007 年 12 月改正

2010 年 7 月改正

2014 年 7 月改正

2017 年 7 月改正

2019 年 7 月改正

2022 年 7 月改正

推奨ロータリークラブ細則

* 解釈の仕方:RI 定款および細則、標準クラブ定款、推奨ロータリークラブ細則の全部にわたり、次の解釈原則が適用されるものとする。「shall」、「is」、「are」という単語は「義務」を意味し、「may」、「should」という単語は「任意」を意味するものである(国際ロータリー定款第 15 条より)。

推奨ロータリークラブ細則

千 葉 西 ロータリークラブ

クラブ細則は、標準ロータリークラブ定款を補足し、クラブの慣習を定めるものです。

本文書に記載された細則は推奨されているものですが、クラブが一旦採択したら、クラブ会員はこれに従う義務があります。クラブの慣習を反映させて適宜変更を加え、RI 定款、RI 細則、標準ロータリークラブ定款(認められた部分を除く)、ロータリー章典と矛盾していないことを確認してください。クラブが含めなければならない、義務づけられた条項については、以下に特記されています。

第 1 条 定義

1. 理 事 会:本クラブの理事会
2. 理 事:本クラブの理事
3. 会 員:名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定 足 数:投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の 3 分の 1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
5. R I:国際ロータリー
6. 年 度:7 月 1 日に始まる 12 カ月間
投票における定足数をどう定義するかはクラブが選ぶことができる。

第 2 条 理事会

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、少なくとも、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計で構成される。

第 1 節 役員の人数

会長、直前会長、会長エレクト、会長ノミニー、副会長、幹事、会計、会場監督(正)、の 8 名以内の役員である。

第 2 節 理事の人数

本細則第 3 条に基づいて選挙された本クラブの会員 9 名以内の理事とする。

第 3 節 理事会の人数

本細則第 2 条第 1 節ならびに第 2 節にて選ばれた、本クラブの会員 17 名以内より成る理事会とする。

第 4 節 議事の議決権

17 名以内の理事、役員は理事会において議事の議決権を有する。

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第 2 条を含めることを義務づけている。また、上記の役員は、クラブ理事会のメンバーとなることが義務づけられている。クラブ理事会はこのほかに、副会長、会長ノミニー、会場監督、その他の理事を含めることができる。クラブに衛星クラブがある場合、この条項に衛星クラブの理事会メンバーも列記すること。

第 3 条 選挙と任期

第 1 節 選挙の 1 カ月前に、会員は、会長、副会長、幹事、会計、空席となっている理事の候補者を立てる。指名委員会または会員のいずれか一方または双方が、候補者を立てることができる。

第 2 節 各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

第 3 節 役員または理事会メンバーが辞任した場合、残りの理事会メンバーによって後任者が任命される。

第 4 節 役員エレクトまたは理事エレクトが辞任した場合、残りの次期理事会メンバーによって後任者が任命される。

第 5 節 各役職の任期は以下の通りである。

会 長： 1 年

副 会 長： 1 年

会 計：1 年

幹 事：1 年

会場監督：1 年

理 事：1 年

標準ロータリークラブ定款は、選挙手続をクラブ細則に具体的に記載することを義務づけている。指名委員会を用いる場合は、指名委員会委員の任命方法についても詳述しなければならない。クラブ会長の任期は、標準ロータリークラブ定款で 1 年間と規定されている。後任者が選出されていない場合、現会長の任期を 1 年まで延長できる。

第 4 条 役員の任務

第 1 節 会長は、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。また、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって、会長の任務とする。

第 2 節 直前会長は、クラブの理事を務める。また、理事会のメンバーとしての任務、および会長か理事会によって定められるそのほかの任務を行うことをもって、直前会長の任務とする。

第 3 節 会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、理事を務める。また、理事会のメンバーとしての任務、および会長か理事会によって定められるそのほかの任務を行うことをもって、会長エレクトの任務とする。

第 4 節 副会長は、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。また、そのほか通常その職に付随する任務を行うことをもって、副会長の任務とする。

第 5 節 理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。また、会長か理事会によって定められるそのほかの任務を行うことをもって、理事の任務とする。

第 6 節 幹事は、クラブの会員と出席について記録をつける。また、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した 7 月 1 日または 1 月 1 日より後にク

ラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年 1 月 1 日および 7 月 1 日現在の半期会員報告、会員変更報告、毎月の最終例会の後 15 日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告を RI に対して行い、RI 公式雑誌の購読料を徴収してこれを RI に送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって、幹事の任務とする。

第 7 節 会計は、すべての資金を監督し、財務報告を行う。また、すべての資金を管理保管し、毎年 1 回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって、会計の任務とする。その職を去るに当たっては、会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第 8 節 会場監督は、クラブの会合の秩序を維持する。また、通常その職に付随する任務、およびその他会長か理事会によって定められる任務を行うことをもって、会場監督の任務とする。各クラブ役員の役割と責務については、クラブリーダー用の手引きを参照のこと。

第 5 条 会合

第 1 節 本クラブの年次総会を 12 月 31 日までに開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行う。

第 2 節 本クラブの例会は、次の通り開催する：_毎週 1 回、火曜日 12 時 30 分に開催する。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員にしかるべく通知される。**ただし、月最低 2 回以上、年度最低 35 回以上は開催しなくてはならない。特別例会等に関するあらゆる変更・取り消しは理事会で決定する事とする。**

第 3 節 理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事 2 名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

第 4 節 定款第 7 条第 1 節 (d) (2) (3) (4) において取消、細則第 5 条第 2 節の年度最低 35 回を満たさない場合は、理事会で決定する事とする。標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第 5 条第 2 節を含めることを義務づけ

ている。

第 6 条 入会金

本クラブの入会金は、100,000 円とし、入会承認に先立って納入すべきものとする。ただし、本クラブの会員として受け入れられた移籍会員、他クラブに属していた元会員、あるいは本クラブに再入会する本クラブ元会員は、2 度目の入会金の納入を義務づけられないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前 2 年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。

第 7 条 会費

本クラブの年会費は、240,000 円とする。会費は次の通り支払われる：半年毎に 7 月 31 日ならびに 1 月 31 日を会費の納入期限とする。クラブ年会費には、RI 人頭分担金、機関雑誌の購読料、地区賦課金、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金は含まれない。標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第 6 条を含めることを義務づけている。

第 8 条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。衛星クラブの投票手続もここに含める。

第 9 条 委員会

第 1 節 本クラブの各委員会は、標準ロータリークラブ定款の第 11 条第 7 節に挙げられた委員会および以下の委員会から成る：

●クラブ奉仕委員会(クラブ管理運営)

この委員会は、クラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものである。

1 会員増強・退会防止委員会

この委員会は、会員の勧誘と維持に関する包括的な計画を立て、実施するものである。

2 クラブ広報・ロータリー情報委員会(公共イメージ)

この委員会は、会員並びに一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報する計画を立て、この計画を実施するものである。

3 プログラム委員会

この委員会は、定例会運営に関する包括的な計画を立て、この計画を実施するものである。

4 親睦活動委員会

この委員会は、会員相互の親睦に関する計画を立て、この計画を実施するものである。

●職業奉仕委員会

この委員会は、ロータリアンがロータリーの目的を理解し、高潔な職業人としての品性を身につけることができるように、それぞれの職業を通じて他の人々に奉仕し、高い道徳的水準を保つことを奨励できるプロジェクトを立案し、実施するものである。

●社会奉仕委員会

この委員会は、クラブが地域社会の生活を向上させるためのプロジェクトを立案し、実施するものである。

●国際奉仕委員会

この委員会は、世界中におけるロータリーの人道的な援助活動を拡大し、世界理解と平和の推進のためのプロジェクトを立案し、実施するものである。

●青少年奉仕委員会

この委員会は、年齢 30 歳までの若い人、全てを含む青少年のための多様なニーズを認識し、青少年の将来を支援するプロジェクトを立案し、実施するものである。

●ロータリー財団・学友委員会

この委員会は、寄付と地区委員会プログラムへの参加を通じて公益財団法人ロータリー日本財団を支援する計画を立て、実施するものである。

●米山記念奨学・学友委員会

この委員会は、寄付と地区委員会プログラムへの参加を通じて公益財団法人ロータリー米山記念奨学会を支援する計画を立て、実施するものである。その他、必要に応じて特別(アドホック)委員会を設けることができる。

(a) 各委員会は、本細則によって付託された職務および会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。

(注:上記の委員会構成は、地区リーダーシップ・プランおよびクラブ・リーダーシップ・プランに沿ったものである。クラブは、その奉仕と親睦のニーズを満たすために必要な委員会を設置する裁量権を持つ。そのような任意の委員会の見本一覧は、「クラブ委員会の手引き」に記載されている。クラブは必要に応じて、独自の委員会構成を立案することができる。)

第2節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となる。

第3節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。クラブの各委員会が、クラブの年次目標と長期目標に向けた取り組みの調整にあたる。

第10条 財務

第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成する。

第2節 会計は、理事会によって指定された一つまたは複数の金融機関にクラブ資金を預金する。クラブ資金は、クラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つの口座に分けて預金する。

第3節 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われ、他の2名の役員または理事により承認される。

第4節 有資格者が、すべての財務処理について徹底した年次検査を行う。

第5節 クラブの前年度の年次財務報告が、年次総会でクラブ会員に配布される。また、現年度前期における収入と支出を含む中間財務報告を1月31日までに行われる会合において、クラブ会員に配布するものとする。

第6節 会計年度は、7月1日から6月30日までである。

第11条 会員選挙の方法

第1節 会員が、入会候補者を理事会および/または会員増強委員会に推薦する。または、ほかのクラブが、そのクラブから移転する会員もしくはそのクラ

ブの元会員を推薦する。

第 2 節 理事会は、30 日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、その候補者を推薦した会員にその決定を通知する。

第 3 節 理事会が入会を承認した場合、その候補者は、クラブに入会するよう招かれる。

第 4 節 被推薦者についての発表後 7 日以内に、理事会がクラブ会員(名誉会員を除く)の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。現会員から異議が出た場合の手続をここに含めてもよい。

第 12 条 委員会の任務

会長は、自らの就任年度の諸委員会の任務を定め、見直すものとする。その年度計画を立て、各委員会の任務を発表するにあたって、会長は、適切な RI 資料を参照し、奉仕部門を考慮に入れることとする。各委員会は、毎年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中その実施に当たるものとする。会長エレクトは、上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提示するべく準備するために、必要な指導を行うという主要な責務がある。

第 13 条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、12 カ月間を超えない限りにおいて、本クラブの例会出席を免除される。もしくは、理事会が健康上正当かつ十分な理由、条件、および状況により、書面を提出出来ないものと判断した場合も、会員は出席義務規定の免除

が与えられ、12 カ月間の本クラブの例会出席を免除される。(注:このような出席義務規定の免除は、会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。ただし、クラブ定款の規定に基づいて認められた欠席は、本クラブの出席記録に算入されない。)

第 14 条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第 15 条 議事の順序

開会宣言

来訪者の紹介

会長挨拶

来信、告示事項、およびロータリー情報

スピーチその他のプログラム

委員会報告(ある場合)

審議未終了議事

新規議事

閉会

第 16 条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更に、当該例会の 21 日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の 3 分の 2 が変更を支持することが義務づけられる。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI 定款、RI 細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

1995 年 7 月 1 日 改正

1998 年 7 月 1 日 改正

1999 年 7 月 1 日 改正
2000 年 7 月 1 日 改正
2001 年 7 月 1 日 改正
2002 年 7 月 1 日 改正
2006 年 7 月 1 日 改正
2008 年 7 月 1 日 改正
2010 年 7 月 1 日 改正
2011 年 7 月 1 日 改正
2014 年 7 月 1 日 改定
2017 年 7 月 1 日 改定
2019 年 7 月 1 日 改定
2022 年 7 月 1 日 改定
2026 年 7 月 1 日 改定

「公益信託千葉西ロータリークラブ青少年育英基金」設立の趣意

この基金は、ロータリーの精神に則り、当クラブが設立 10 周年記念事業の一環として、次代を担う地域社会の青少年の健全育成に役立つ育英事業を行うことを目的に、昭和 54 年発議し同年 7 月、会員の拠出金「ニコニコ BOX」の中から別途積み立てを始め、昭和 58 年 12 月、所期の基金目標額 1,000 万円に達した。その後さらに基金の積み増しを図り、これが運営方法について、税制上の優遇措置のある財団法人化など種々検討したが、現状の資産では困難との結論を得たので、昭和 60 年 7 月、当クラブ内に「千葉西ロータリー青少年育英基金」の設立を決議し、昭和 61 年 4 月から、この基金の運用果実をもって千葉市内高校生に対して奨学金の給付を開始した。更に奨学援助活動を充実、発展させるため平成 2 年 6 月、当クラブ理事会に於いて公益信託への移行が承認され、平成 3 年 9 月、本基金(1,400 万円)の公益信託設定について、千葉県教育委員会の認可を得て東洋信託銀行との間で、次のとおり「公益信託千葉西ロータリークラブ青少年育英基金信託契約」を締結し新発足した。今後とも会員各位の理解と協力のもとに、毎年追加拠出を行い、より一層充実した基金とするものである。尚、平成 20 年 4 月 1 日現在の信託基金総額(財産)は、金 20,976,575 円となっている。

また、受託者の名称が平成 14 年 1 月 15 日をもって、東洋信託銀行から UFJ 信託銀行に変更された、平成 17 年 10 月 1 日をもって、三菱 UFJ 信託銀行に変更された。

公益信託千葉西ロータリークラブ青少年育英基金信託契約書(写)

第1章 総則

第1条(趣 旨)

千葉市及びその周辺の地域に居住し、かつ千葉市所在の高等学校に在学する者で、向学心に富みながら経済的理由により修学困難な者に対して奨学援助を行い、もって社会有用の人材育成に資するため、基金を出捐し、本公益信託を設定するものである。

第2条(名 称)

この公益信託は、公益信託千葉西ロータリークラブ青少年育英基金という。

第3条(委託者)

この公益信託の委託者は、千葉西ロータリークラブ(千葉市中央区富士見 2-2-1 ニュー千葉ビル 2 階)とする。

第4条(受託者)

この公益信託の受託者は、東洋信託銀行株式会社(東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 3 号)とする。

(現在は、三菱 UFJ 信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号)

第5条(信託事務を行う事務所)

この公益信託の信託事務を行う事務所は東洋信託銀行千葉支店(千葉市富士見二丁目 3 番 1 号塚本ビル)とする。(現在は、三菱 UFJ 信託銀行本店 25 階 リテール受託業務部)

第2章 目的及び事業

第6条(目 的)

この公益信託は、信託設定の趣旨に基づき、千葉市及びその周辺の地域に居住し、かつ千葉市所在の高等学校に在学する者で、向学心に富みながら経済的理由により就学困難な者に対して奨学援助を行い、もって社会有用の人材育成に資することを目的とする。

第 7 条(事 業)

この公益信託は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

奨学金の給付

その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 信託財産及び信託期間

第 8 条(信託財産)

1. この公益信託の当初の信託財産は、次のとおりとする。

金銭 14,000,000 円

2. 委託者は、受託者の承認を得て、財産を追加して信託することができる。

3. 受託者は、この公益信託の目的及び事業に賛同して寄附があった場合は、寄附に係る財産を信託財産として受け入れることができる。

4. 受託者は、前 2 項の規定による追加信託又は寄附があったときは、その種類及び総額を千葉県教育委員会に届け出なければならない。

第 9 条(信託期間)

信託期間は、この信託契約締結の日から第 30 条によるこの信託の終了の日までとする。

第 4 章 信託管理人

第 10 条(信託管理人)

1. この公益信託に、信託管理人を 1 人置く。

2. 信託管理人は、この信託契約に定める職務を行うほか、信託法の定める職務を行う。

3. 信託管理人が死亡又は辞任したときは、受託者は、委託者及び第 11 条第 1 項に規定する運営委員会の同意を得て、これを選任しなければならない。

4. 信託管理人は無報酬とする。ただし、受託者は、信託管理人に対し、その任務を遂行する上に必要な費用を支払うことができる。

第 5 章 運営委員会

第 11 条(運営委員会及び運営委員)

1. この公益信託に、公益信託千葉西ロータリークラブ青少年育英基金運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。
2. 運営委員会の委員(以下「運営委員」という。)は5名以上7名以内とし、受託者が、この公益信託の目的及び事業に関し、学識経験を有する者のうちから信託管理人の同意を得て、委嘱する。
3. 運営委員は、互選で運営委員長を定める。
4. 運営委員は、無報酬とする。ただし、受託者は運営委員に対し、その任務を遂行する上に必要な費用を支払うことができる。

第 12 条

1. 運営委員会は、受託者が第7条に定める事業に係る奨学金の支給の対象等の選考並びに給付額及び給付方法の決定を行うに際し、その適正な運営を図るため、受託者に対し、意見を述べ又は勧告を行う。
2. 前項に規定するもののほか、運営委員会は、受託者の諮問に応じ、この公益信託の事業の実施につき、必要と認める事項について助言する。

第 13 条(運営委員会の任期)

1. 運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 運営委員が死亡若しくは辞任し、又は解任されたときは、受託者は、信託管理人の同意を得て、これを選任しなければならない。
3. 補欠又は増員により選任された運営委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
4. 運営委員は、その任期終了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第 14 条(運営委員会の解任)

運営委員が次の各号の一に該当するときは、運営委員の現在数の3分の2以上の決議を経、かつ、信託管理人の同意を得て、受託者がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他運営委員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

第 15 条(運営委員会の招集)

1. 運営委員会は、毎年2回4月・10月に、運営委員長が招集する。
2. 運営委員長は、必要があると認めるときは、臨時に運営委員会を召集するこ

とができる。

3. 運営委員長は、受託者から会議に付議すべき事項を示して運営委員会の招集を請求されたときは、臨時に運営委員会を召集しなければならない。

4. 運営委員会の議長は、運営委員長とする。

第 16 条(運営委員会の定足数等)

1. 運営委員会は、運営委員の現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

2. 運営委員は、代理人の出席、他の運営委員への委任又は書面の提出をもってその出席に代えることができる。

3. 運営委員会の議事は、この信託契約に別段の定めがある場合を除くほか、出席運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 17 条(議事録)

運営委員会開催の都度議事録を作成し、議長及び出席者の代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

第 6 章 事業の執行

第 18 条(事業年度)

この公益信託の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 19 条(事業計画及び収支予算)

1. 受託者は、毎年度開始前に当該事業年度の事業計画及びこれに伴う収支予算を編成し、信託管理人の承認を得て、千葉県教育委員会に届け出なければならない。年度の途中で事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

2. 前項の事業計画及び収支予算は、信託財産から生ずる運用収益の範囲内で編成するものとする。前項の規定にかかわらず、信託財産の運用収益の範囲内では適当な事業計画及び収支予算を編成することが困難な場合は、受託者は運営委員会の意見を聴き信託管理人の同意を得て、信託財産の元本を取崩することができるものとする。

第 20 条(事業執行の方法)

受託者は、運営委員会の意見又は勧告により、助成金の給付の対象並びに給付額及び給付方法を決定し、前条の事業計画及び収支予算の範囲内で、第 7 条に定める事業を執行するものとする。

第 21 条(事業報告)

受託者は、毎年事業年度終了後 3 箇月以内に、当該事業年度の事業の状況、処務の概要、収支決算及び信託財産の増減の理由を記載した書類を作成し、当該事業年度末の信託財産に係る財産目録を添付して、信託管理人の承認を得た上、千葉県教育委員会に届け出なければならない。

第 22 条(公 告)

受託者は、前条による千葉県教育委員会へ届出をした後、遅滞なく当該報告に係る事業年度の事業及び財産の状況を官報により公告しなければならない。

第 7 章 資産の管理及び運用

第 23 条(金銭の運用)

1. 信託財産に属する金銭は、次の各号に掲げる方法により運用する。

- (1) 指定金銭信託受益権(合同運用一般口)
- (2) 貸付信託受益証券
- (3) 国債、地方債又は特別の法律により法人の発行する債券
- (4) 預金又は貯金
- (5) 株式

2. 受託者は、前項による信託財産の運用に当たっては、安定した収益の確保を目的として適正に行うものとする。

第 24 条(信託の公示)

前条により取得した信託財産については、受託者が必要と認める場合、又は信託管理人から請求がある場合の外、信託の登記・登録又は信託の表示及び記載を行わない。

第 25 条(借入金)

1. 受託者は、第 7 条に定める事業を執行するために必要があると認める場合は、信託管理人の同意を得て、同一年度内に償還することを条件として、信託

財産を担保に供して借入れを行うことができる。

2. 前項の規定により借入れた金銭については第 23 条の信託財産と同様の方法により運用するものとする。

第 26 条(信託財産の固有財産化)

受託者は、国債・地方債又は特別の法律により法人の発行する債券又は株式で取引所の相場のあるものについては、受託者が受益者に対して負担する債務を履行するために必要な場合に限り、信託管理人の承認を得て、かつ、千葉県教育委員会の許可を得て時価により受託者の固有財産とすることができる。

第 27 条(費用)

この公益信託の事業の執行に要する次に掲げる費用は、信託財産の中から支弁する。

- (1) 運営委員会開催に係る費用
- (2) 信託管理人及び運営委員に対し支払う費用
- (3) 公告費
- (4) 租税公課
- (5) 送金手数料、通信費、印刷費、運送費、旅費及び交通費
- (6) その他信託管理人の承認を得た費用

第 28 条(信託報酬)

受託者は、信託財産残高に対し年 15/1,000 以内の割合で計算した金額とこれに対する消費税相当額の合算額を、毎年度末日及び信託終了又は受託者辞任のときに、信託財産の中から信託報酬を収受する。ただし、信託財産の全部又は一部を東洋信託銀行株式会社を受託者とする貸付信託受益証券、又は指定金銭信託受益権に運用している場合には、当該受益証券又は受益権の額に相当する部分に対する信託報酬は、当該元本に対し年 5/1,000 とこれに対する消費税相当額との合算額とする。

第 29 条(信託の決算)

1. 信託の決算は、毎年度末及び信託終了又は受託者辞任のときとし、当該期間中の収益は、信託終了又は受益者辞任のときを除き、翌事業年度開始後遅滞なく信託財産の元本に組み入れるものとする。
2. 前項の決算については、信託管理人の承認を得なければならない。

第8章 信託の終了等

第30条(信託の終了)

1. この公益信託は、次の各号の一つに該当する場合には、信託管理人の承認を得て、終了する。

(1) 信託目的が達成されたとき、又は達成が不能となったとき

(2) 信託財産が消滅したとき

2. 前項の場合においては、受託者は直ちに千葉県教育委員会及び運営委員会に報告しなければならない。

第31条(残余財産の処分)

受託者は、信託終了の際残余残高がある場合には、信託管理人の承認を得、かつ、千葉県教育委員会の許可を受けて、これをこの公益信託の目的に類似の目的を有する公益信託又は公益法人に寄附するものとする。

第32条(最終計算及び信託財産の交付)

1. 受託者は、信託が終了した場合には、速やかに最終計算書を作成し、信託管理人の承認を得なければならない。

2. 前項の場合において、残余財産がある場合には、前条の規定により寄附すべき公益信託の受託者又は公益法人に、遅滞なくこれを引き渡すものとする。

第33条(受託者の辞任)

1. 受託者は、やむを得ない事由により辞任しようとするときは、信託管理人に報告した上、千葉県教育委員会の許可を受けなければならない。

2. 前項の場合には、受託者は、信託事務の計算を行い、信託管理人立会いのもとに、信託財産を新受託者に交付し、事務の引継ぎを行うものとする。

第34条(新受託者の選任)

受託者が欠けることとなる場合においては、委託者・信託管理人又は運営委員は、新受託者の選任を千葉県教育委員会に請求するものとする。

第9章 雑則

第35条(解除)

この公益信託は解除することができない。

第 36 条(信託条項の変更)

受託者は、この信託契約締結時には予見することのできなかつた特別の事情により、この信託条項を変更する必要がある場合においては、信託の趣旨に反しない限りにおいて、信託管理人の同意を得、かつ、千葉県教育委員会の許可を受けて、これを変更することができる。

第 37 条(書類及び帳簿の備付等)

受託者は、その事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の方法により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 信託行為(信託契約書及びこれに附属する書類)
- (2) 委託者、信託管理人及び運営委員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 運営委員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿等

2. 前項第 1 号から第 4 号までの書類及び同項第 6 号の書類は永年、同項第 5 号の書類及び帳簿は 10 年、同項第 7 号から第 9 号までの書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

第 38 条(関連諸規定の制定及び改廃)

1. この公益信託の実施に係る諸規定の制定及び改廃は、受託者が運営委員会に諮問した上、行うものとする。
2. 受託者は前項の規定により、諸規定を制定又は改廃したときは、信託管理人に報告した上、千葉県教育委員会に報告するものとする。

第 39 条(契約者の保有)

本信託契約の証として契約書正本 2 通、謄本 2 通を作成し、正本は委託者及び受託者が 1 通、謄本は、千葉県教育委員会及び信託管理人が 1 通、それぞれ保有するものとする。

平成 3 年 9 月 19 日

委託者

千葉県千葉市中央区富士見二丁目 2 番 1 号 ニュー千葉ビル 2 階

千葉西ロータリークラブ

会 長 金 谷 郁 夫 印

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 3 号

東洋信託銀行株式会社

取締役社長 妹 背 光 雄 印

附則

1. 第 18 条の規定にかかわらず、この公益信託の当初の事業年度は、信託契約締結の日から平成 4 年 3 月 31 日までとする。

2. この公益信託の当初の信託管理人は、稲葉秀雄(千葉県千葉市若葉区千城台西 3-6-3)とする。

3. この公益信託の当初の運営委員は、第 11 条第 2 項の規定にかかわらず次のとおりとする。

飯 島 輝 夫 (千葉県千葉市花見川区花園 1-10-14)

積 田 喜久慧 (千葉県千葉市稲毛区稲毛東 3-6-25)

細 山 吉太郎 (千葉県千葉市稲毛区稲毛東 2-11-7)

大 塚 恵 章 (千葉県千葉市稲毛区轟町 2-1-27)

海 宝 長 志 (千葉県千葉市稲毛区稲毛 3-9-3)

稲 葉 秀 雄 (千葉県千葉市若葉区千城台西 3-6-3)

奨 学 金 給 付 規 程

第 1 条(目 的)

公益信託千葉西ロータリークラブ青少年育英基金信託契約書(以下「契約書」という。)に基づき、本規程を定め、契約書第 7 条の事業は、この規程によって行う。

第 2 条(資 格)

本基金の奨学生は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 千葉市及びその周辺の地域に居住し、かつ千葉市所在の高等学校に在学する者
- (2) 向学心に富み、学業、人物ともに優秀な者
- (3) 経済的理由により修学困難な者

第 3 条(奨学金の額)

奨学金の額は一人につき年間 12 万円とする。

第 4 条(給付時期)

奨学金の給付時期は 6 ヶ月分を 6 月及び 10 月に給付する。但し、2 年目は 4 月及び 10 月に給付する。

第 5 条(給付期間)

奨学金を給付する期間は、原則として 2 年間とする。但し、最終学年においては 1 年間とする。

第 6 条(奨学生願書および奨学生推薦書の提出)

奨学生志願者は親権者およびそれに準ずる者と連署した本基金あての奨学生願書(様式第 1 号)に、在籍する学校の学校長の推薦書(様式第 2 号)を添えて本基金に提出するものとする。

第 7 条(奨学生の採用)

1. 奨学生願書および学校長推薦書等に基づき本基金の運営委員会が奨学生を選考し、受託者に勧告する。
2. 受託者は特別の事情がない限り前項の勧告に従い奨学生を決定しなければならない。

第 8 条(決定通知書等)

運営委員会は毎年 4 月 20 日までに受託者に勧告する。受託者は志願者に決定通知を送付する。ただし、入学を条件とする場合には受託者は、志願者に内定通知を送付するものとし、内定者は入学をもって奨学生として正式決定される。

第 9 条(奨学金の給付)

奨学金の給付は、受託者から奨学生本人に直接送付する。ただし、奨学生が特別の事情で受領できない場合は、学校の事務長に交付し、事務長より当該奨学生に交付する方法をとることができる。

第 10 条(奨学金受領書の提出)

奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度ただちに奨学金受領書(様式第 3 号)を提出しなければならない。

第 11 条(提出義務)

1. 奨学生は、次の各号の一に該当するときは、学校長を経て遅滞なく本基金にその旨を届け出なければならない。
 - (1) 休学・復学・転学又は退学したとき
 - (2) 本人・親権者等の氏名、住所その他重要事項に異動があったとき
2. 奨学生が死亡したときは、親権者等はすみやかにその旨を本基金に届け出なければならない。

第 12 条(入学取消しの場合の返還義務)

入学が決定したのちに入学を取消した者は、受領済みの奨学金等がある場合には、当該金額をすみやかに本基金に返還しなければならない。

第 13 条(奨学金の停止)

奨学生が休学したとき、および奨学生の学業または性行などの状況により補導上必要があると認めたときは、奨学金の給付を停止することがある。

第 14 条(奨学金の復活)

前条の規定により奨学金の給付を停止されていた者が、その事由が止んだときは、奨学金の給付を復活することができる。

第 15 条(奨学金の廃止)

奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、奨学金の廃止することができる。

- (1) 傷痍疾病などのために就学の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績または性行が不良になったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 前各号の他、奨学生として適当でない事情又は状況が生じたとき
- (5) 学校に在籍しなくなったとき

第 16 条(奨学金の辞退)

奨学生は、奨学金の辞退を申し出ることができる。

第 17 条(細 則)

この規程の施行につき必要な事項があるときは、別にこれを定める。

(以上)

この改正は、平成 25 年 11 月 19 日から実施する。

千葉西ロータリークラブ事務局員の退職金支給規定

以下の規定により、当クラブ事務局員の当クラブに対する貢献に対し、理事会の承認を得て退職金を支給する事が出来る。

第1条 勤続3年以上の事務局員に対し、一年当たり5万円を支給出来るものとする。

第2条 退職金支給計算期間について、勤続期間のうち一年未満の端数の月数は切り捨てる。

第3条 なお、勤務状況不良の場合は、役員理事会の決定により支給しない事がある。

第4条 第1条の一年当りの金額5万円について、会員数減少により毎年の積立金が不足した場合は、役員理事会の決定日以降の一年当りの支給金額を減額計算する事が出来る。

第5条 本規定を変更する場合、また本規定以外の事項については、役員理事会にて都度決定する。

附則1 第1回退職金積立年度は「1999年-2000年度」であったが、これ以降の積立が未継続であった為「2013-2014年度」に奉仕活動準備金から、未継続年度累計額65万円を一括して積立てるものとする。

附則2 一年間の積立金額は会員一人当たり1,000円程度を目安とし役員理事会の承認を得る。

千葉西ロータリークラブ内規

第 1 条 内規の目的

歴代会長・幹事会(P.S. 会)の役割趣旨と、クラブ定款と細則変更時の補足を目的に、担当委員会役割を明確にする。

第 2 条 歴代会長・幹事会(P.S. 会)

第 1 節 会長・幹事経験者と内示を受けた候補者が、定期的に集まって親睦を図り、クラブ情報を交換共有し、クラブ活性化を支援することを目的とする。

第 2 節 代表世話人を置き、世話人の幹事役は直前クラブ幹事が務める。

第 3 節 代表世話人は、随時理事会に出席もできる。

第 4 節 尚任期、会合開催等は適時に、代表世話人と経験者が決めることができる。

第 3 条 指名委員会(クラブ細則第 3 条第 1 節の記載事項とは異なる)

第 1 節 会長・幹事会代表世話人を含めて代表世話人経験者で構成する。

第 2 節 クラブ総会の円滑な進行を目的に、会長ノミニーと幹事候補を任命する調整役を担い、クラブ人事の相談窓口として機能する。

第 4 条 規定、内規委員会

第 1 節 RI が 3 年に一度行う、規定審議会における定款の変更と、細則変更に際しての情報収集と会員への周知啓蒙を図る。

第 2 節 委員会の構成は、改定期に会長が随時指名することができるものとして、クラブ会長・直前会長・会長エレクト・副会長(会長ノミニー)・幹事・副幹事とし、歴代会長・幹事会も構成委員となる。

第 5 条 会長・幹事予定者会議

第1節 目的はクラブ長期計画・引継等を行う。

第2節 会議出席者の構成は会長、幹事、会長エレクト、副幹事、副会長及び会長・幹事予定者。

第3節 開催は随時行うことができる。

第4節 議長は当年度会長が務める。

第6条 内規の管理

内規の管理については、歴代会長・幹事会とクラブ会長・会長エレクトが行い、変更事項等は随時として、細則に則り適時運用を図る。

2008年07月01日 作成

2011年07月01日 改訂

2014年07月01日 改訂

慶弔・見舞い規定

第1条(慶 事)

- イ. 会員の結婚..... 30,000 円
- ロ. 子女の結婚..... 20,000 円
- ハ. 子女の出生..... 10,000 円
- ニ. 会員の本社又は主たる事業所の落成... 10,000 円
- ホ. 会員が叙位叙勲褒章等を受けた場合... 30,000 円又は相当の品物

第2条(敬 弔)

- イ. 会員..... 50,000 円及び生花又は花輪
- ロ. 会員配偶者..... 30,000 円
- ハ. 会員の両親又は子女..... 30,000 円
- ニ. 会員配偶者の両親..... 弔 電

第3条(お見舞)

- イ. 会員又は会員配偶者が病気又は負傷のため入院もしくは長期療養を要する場合... 10,000 円

ロ. 会員の住宅又は事業所が風水害、火災、地震等により罹災された場合..... 状況により理事役員会で決めた金品
(ただし、大規模災害の場合は会員全員が罹災したものとし、全損全焼全壊のみとする)

第4条(他クラブとの交際)

イ. 当グループ内他クラブ会員の死亡 10,000 円

ロ. 当グループ内他クラブ会員配偶者、両親、及び子女の死亡..... 弔 電

ハ. 地区役員、他クラブ関係者の死亡の場合..... その都度当グループ内7クラブで協議して決めるものとする

ニ. 他クラブ周年ニコニコボックス(第3グループ児孫クラブ) 50,000 円
(ただし、児孫クラブ以外は役員理事会にて決定する。)

第5条(その他)

上記以外の慶弔・見舞いについては、当クラブ役員がその都度協議の上決定し理事会に報告するものとする

決議 23-34

社会奉仕に関する 1923 年の声明(日本語)

次の声明は 1923 年国際大会で採択され、以後の国際大会で改正されたものである。これは、その歴史的価値から手続要覧に含まれている(ロータリー章典 8.040.2.)。

ロータリーにおいて社会奉仕とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理念を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理念の適用を実行することについては、多くのクラブが会員による奉仕にその機会を与えるものとして、さまざまな社会奉仕活動を進めてきている。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリークラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

1. ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕-「超我の奉仕」の哲学であり、これは、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践的な倫理原則に基づくものである。

2. 本来ロータリークラブは、事業および専門職務に携わる人の代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受け入れ、次の四つのことを実行することを目指している人々の集まりである。まず第 1 に、奉仕の理論が職業および人生における成功と幸福の真の基礎であることを団体に学ぶこと。第 2 に、自分たちのあいだにおいても、また地域社会に対しても、その実際例を団体に示すこと。第 3 に、各人が個人としてこの理論をそれぞれの職業および日常生活において実践に移すこと。そして第 4 に、個人として、また団体としても大いにこの教えを説き、その実例を示すことによって、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外のすべての人々が、理論的にも実践的にも、これを受け入れるように励ますことである。

3. RI は次の目的のために存在する団体である。

- a. ロータリーの奉仕の理念の擁護、育成および全世界への普及。
- b. ロータリークラブの設立、激励、援助および運営の管理。
- c. 一種の情報交換所として、各クラブの問題を研究し、また、強制でなく有益な助言を与えることによって各クラブの運営方法の標準化を図り、社会奉仕活動についても、既に広く多くのクラブによってその価値が実証されており、RI 定款に掲げられているロータリーの目的の趣旨にかない、これを乱すような恐

れない社会奉仕活動によつてのみ、その標準化を図ること。

4. 奉仕するものは行動しなければならない。従つて、ロータリーとは単なる心構えのことをいうのではなく、また、ロータリーの哲学も単に主観的なものであつてはならず、それを客観的な行動に表さなければならない。そして、ロータリアン個人もロータリークラブも、奉仕の理論を実践に移さなければならない。そこで、ロータリークラブの団体的行動は次のような条件の下に行うように勧められている。いずれのロータリークラブも、毎年度、何か一つの主だった社会奉仕活動を、それなるべく毎年度異なつていて、できればその会計年度内に完了できるようなものを、後援することが望ましい。この奉仕活動は、地域社会が本当に必要としているものに基づいたものであり、かつ、クラブ会員の一致した協力を必要とするものでなければならない。これは、クラブ会員の地域社会における個々の奉仕を奨励するためにクラブが継続的に実施しているプログラムとは別に行われるべきものとする。

5. 各ロータリークラブは、クラブとして関心があり、またその地域社会に適した社会奉仕活動を自主的に選ぶことについて絶対的な権利をもっている。しかし、いかなるクラブも、ロータリーの目的を無視したり、ロータリークラブ結成の本来の目的を危うくするような社会奉仕活動を行つてはならない。そして RI は、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し、推進し、これに関する有益な示唆を与えることはあつても、どんなクラブのどんな社会奉仕活動にせよ、それを命じたり禁じたりすることは絶対にしてはならないものとする。

6. 個々のロータリークラブの社会奉仕活動の選択を律する規定は別に設けられていないが、これに関する指針として以下の準則が推奨されている。

a. ロータリーの会員の数には限りがあるので、ロータリークラブは、市民全体の積極的な支持なくしては成功しえないような広範囲の社会奉仕活動は、他に地域社会全体のために発言し、行動する適切な市民団体などの存在しない土地の場合に限り、これを行うこととすべきであり、商工会議所のある土地では、ロータリークラブはその仕事の邪魔

をしたり、横取りをしたりすることのないようにしなければならない。しかし、ロータリアンとしては、奉仕を誓い、その理念の教えを受けた個人として、その土地の商工会議所の会員となつて活動すべきであり、また、その土地の市民として、他の善良な市民と一緒に、広くすべての社会奉仕活動に関与し、その能力の許す限り、金銭や仕事の上でその分を果たすべきである。

b. 一般的に言つて、ロータリークラブは、どんな立派な事業であつても、クラブがその遂行に対する責任の全部または一部を負う用意と意思のない限り、その後援をしてはならない。

c. ロータリークラブが奉仕活動を選ぶ場合に宣伝をその主たる目標としてはな

らないが、ロータリーの影響力を拡大する方法として、クラブが立派に遂行した有益な事業については正しい広報が行われるべきである。

d. ロータリークラブは、仕事の重複を避けるようにする必要があり、総じて、他に機関があり、それによって既に立派に行われている事業に乗り出すようなことをしてはならない。

e. ロータリークラブの奉仕活動は、なるべく現存の機関に協力する形で行うことが望ましいが、現存機関の設備や能力が目的の遂行に不十分である場合には、必要に応じ、新たに機関を設けることにしても差し支えない。ロータリークラブとしては、新たに重複した機関をつくるよりも、現存の機関を活用することのほうが望ましい。

f. ロータリークラブはそのすべての活動において、宣伝者として優れた働きをし、多大の成功を収めている。ロータリークラブは地域社会に存在する問題を見つけ出すことはしても、それがその地域社会全体の責任にかかわるものである場合には、単独でそれに手を下すようなことはしないで、他の人々にその解決の必要を悟らせる努力をし、地域社会全体にその責任を自覚させて、この仕事はロータリーだけの責任にならないで、本来その責任のある地域社会全体の仕事になるようにしている。また、ロータリーは、事業を始めたり、指導したりするが、一方、当然それに関心をもっていると考えられるほかのすべての団体の協力を得るように努力すべきであり、そして、当然ロータリークラブに帰すべき功績であっても、それに対する自分のほうの力を最小限度に評価して、そのすべてを協力者の手柄にするようにしなければならない。

g. クラブがひと固まりとなって行動するだけで足りるような事業よりも、広くすべてのロータリアンの個々の力を動員するもののほうがロータリーの精神によりかなっていると言える。それは、ロータリークラブでの社会奉仕活動は、ロータリークラブの会員に奉仕の訓練を施すために考えられたいわば研究室の実験としてのみこれを見るべきである

からである(ロータリー章典 8.040.1、23-34、26-6、36-15、51-9、66-49)。

『2016 年手続要覧』から